

東京大学史料編纂所『大日本史料』第十二編之六（七三六頁〜七三九頁）

〔毛利氏四代實錄 考證論斷〕十一月三日、今度三井善兵衛尉元延ニ、諸臣ノ給地重

テ檢正スヘキ旨ヲ命セラレシヲ以テ、今日三副ノ御掟書ヲ製シ、御黒印ヲ

押シテ元延ニ賜フ、○中略

考證 三井善兵衛家什書

- ① 一今度諸給領再檢申付次第條々、別紙申聞事、
- ② 一禮物之取沙汰、鬣肩沙汰仕もの於有之者、一類共に法度よ可申付候、勿論給人又ハ百姓よよらず、禮物鬣肩之沙汰、檢地之もの成共申出候ハ、即可遂注進候、是又一類共よ法度よ可申付事、
付、禮物鬣肩之沙汰仕もの、聞立申上候ハ、檢地之もの給人庄屋百姓よよらず、一廉可加褒美事、
- ③ 一所替之儀申付候間、彌無高下様よ各念を入、檢地可調事、
付、竹木屋敷廻切あらし候ハ、給人庄屋百姓共よ、法度よ可申付候事、

已上□

慶長拾四

輝元公

十一月三日

御黒印

三井善兵衛とのへ

- ① 一手子之者扶持方之事、
付、中食之事、
- ② 一今度檢地之手子之者扶持方、藏入檢地之時之ことく可遣事、
- ③ 一馬之喰、馬壹疋に大豆壹升充之事、
- ④ 一拾貳人分 三井善兵衛尉
- ⑤ 一帳紙墨筆之事、是又従最前之ことく可申付事、
已上

右扶持方馬之喰之事者、其方角藏入によて、其方切手を以可相渡候也、

慶長拾四

同公

十一月三日

御黒印

三井善兵衛とのへ

再檢申付條々之事

- ① 一 田嶋屋敷共よ、壹段五間六拾間よ相定候事、
- ② 一 大繩割停止之事、
- ③ 一 一尺杖六尺五寸尺よ相定、本末切口よ居正判候事、
- ④ 一 諸村上中間見合之事、
付、人數男女共よ付立候事、
- ⑤ 一 茶楮桑漆柑類樹木以下までも、米つめよ可申付事、
- ⑥ 一 やふ川役等之事、納所可相定事、
一 山野之事、
- ⑦ 付、惣郷地下人等、薪馬之草并飼所、又者田之柴草共、田嶋之ひう相當
之儀者、作人進退仕候而、其外之儀者、諸百姓入あひよ自由よ可申付
事、
- ⑧ 一 従前々山役有來候所之儀者、納所可相定事、
- ⑨ 一 何篇藏入之分よ念を入、七ツ三分之物成よ可檢地事、
一 一村移送夫之事、
- ⑩ 付、内夫之事、壹人別壹人充之事、
付、薪壹人別壹荷充、わらそくもの事、
付、あらし松之事、
- ⑪ 一 田嶋境目案内者、從給人差出候而、所之庄屋百姓よ相添、檢地可請事、
付、若引落於有之者、案内者給人共よ法度よ可申付事、
已上

慶長拾四

同公

十一月三日

御黒印

三井善兵衛尉とのへ

※ 右条目中の漢字及び仮名（異体字）を一部変更、或は改めた箇所がある。又、各条目前の符号（三井善兵衛家什書①～③・題目なし①

～⑤・再檢申付條々之事①～⑩）及び仮名のルビは拙職が加入した。

※ 平成二十二年五月十九五日 金子和也写